

新旧対比表

現行	改訂後	備考
<p style="text-align: center;">札幌市水道局週休2日試行工事要領</p> <p style="text-align: right;">平成 31 年 1 月 17 日 水道局長決裁 令和元年 7 月 16 日 一部改正</p> <p>（目的） 第1条 最近の建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。 建設現場における「週休2日」を確保していくに当たり、現場における現状の課題や問題点を把握するため試行工事を実施するものとし、週休2日による施工の実施方法、提出資料、その他必要な事項について定めるものである。</p> <p>（定義） 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>(2) 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。 なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>(3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。</p> <p>(4) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>（対象工事） 第3条 週休2日による工期設定を行った工事。 ただし、災害復旧工事、緊急対応工事及び工期末に制限のある工事など、週休2日による施工の実施に適さない工事は除くものとする。 ※週休2日による工期設定とは、準備・後片付け期間や不稼働日（休日、降雨・降雪日、その他の要因による作業不能日）を適正に見込んだものである。</p> <p>（発注方式） 第4条 受注者希望型とし、契約後、受注者の希望により週休2日による施工を実施することができる。</p>	<p style="text-align: center;">札幌市水道局週休2日試行工事要領</p> <p style="text-align: right;">平成 31 年 1 月 17 日 水道局長決裁 令和元年 7 月 16 日 一部改正 令和 2 年 5 月 18 日 一部改正</p> <p>（目的） 第1条 最近の建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。 建設現場における「週休2日」を確保していくに当たり、現場における現状の課題や問題点を把握するため試行工事を実施するものとし、週休2日による施工の実施方法、提出資料、その他必要な事項について定めるものである。</p> <p>（定義） 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>(2) 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。 なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>(3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。</p> <p>(4) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>（対象工事） 第3条 週休2日による工期設定を行った、札幌市水道局が指定した対象工事。 ただし、災害復旧工事、緊急対応工事及び工期末に制限のある工事など、週休2日による施工の実施に適さない工事は除くものとする。 ※週休2日による工期設定とは、準備・後片付け期間や不稼働日（休日、降雨・降雪日、その他の要因による作業不能日）を適正に見込んだものである。</p> <p>（発注方式） 第4条 受注者希望型とし、契約後、受注者の希望により週休2日による施工を実施することができる。</p>	<p style="text-align: center;">変更</p> <p style="text-align: center;">変更</p>

新旧対比表

現行	改訂後	備考
<p>(実施における留意事項)</p> <p>第5条 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施にあたってはその趣旨に沿うよう努めるものとする。</p> <p>2 契約後、受注者が週休2日による施工を希望したが、これを履行することができなくても、工事成績評定において減点等の措置は行わない。</p> <p>3 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を現場閉所日とすることも可とする。</p> <p>4 受注者は、地元対応やコンクリート打設後の養生期間、緊急対応など、やむを得ない場合は、監督員と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することを可とする。 なお、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。</p> <p>5 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事月報等の提示により確認を行うものとする。 ※ 休日の確認書類として工事月報以外に、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等が考えられる。</p> <p>6 発注者は、災害対応等の緊急時を除き、休日の前日などに休日の作業が発生するような指示等は行わないこととする。</p> <p>7 週休2日試行工事は、対象期間における現場閉所の状況に応じて、設計変更により工事別に以下の経費を補正する。 【工事の補正対象経費】 土木工事：労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費</p> <p>8 週休2日の履行が確認できた試行工事は、工事成績評定において加点評価を行う。</p> <p>(その他)</p> <p>第6条 受注者は、試行工事の検証を行うため、アンケート調査の依頼があった場合は、これに協力するものとする。</p> <p>2 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。</p> <p>3 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、技術調査担当課長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成31年1月18日から施行する。</p> <p>2 この要領は、平成31年2月1日以後に告示される工事から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和元年7月29日以後にしゅん功する工事から適用する。</p>	<p>(実施における留意事項)</p> <p>第5条 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施にあたってはその趣旨に沿うよう努めるものとする。</p> <p>2 契約後、受注者が週休2日による施工を希望したが、これを履行することができなくても、工事成績評定において減点等の措置は行わない。</p> <p>3 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を現場閉所日とすることも可とする。</p> <p>4 受注者は、地元対応やコンクリート打設後の養生期間、緊急対応など、やむを得ない場合は、監督員と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することを可とする。 なお、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。</p> <p>5 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事月報等の提示により確認を行うものとする。 ※ 休日の確認書類として工事月報以外に、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等が考えられる。</p> <p>6 発注者は、災害対応等の緊急時を除き、休日の前日などに休日の作業が発生するような指示等は行わないこととする。</p> <p>7 週休2日試行工事は、対象期間における現場閉所の状況に応じて、設計変更により工事別に以下の経費を補正する。 【工事の補正対象経費】 土木工事：労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費</p> <p>8 週休2日の履行が確認できた試行工事は、工事成績評定において加点評価を行う。</p> <p>(その他)</p> <p>第6条 受注者は、試行工事の検証を行うため、アンケート調査の依頼があった場合は、これに協力するものとする。</p> <p>2 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。</p> <p>3 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、技術調査担当課長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成31年1月18日から施行する。</p> <p>2 この要領は、平成31年2月1日以後に告示される工事から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和元年7月29日以後にしゅん功する工事から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和2年5月27日以後にしゅん功する工事から適用する。</p>	<p>変更</p>

新旧対比表

現行	改訂後	備考																																														
<p style="text-align: center;">別紙-5</p> <p style="text-align: center;">週休2日試行工事の経費の補正について</p> <p>週休2日による工事の発注を推進するため、必要な経費を計上する試行を行う。 計上方法は以下のとおりとする。</p> <p>【土木工事】</p> <p>1 補正係数</p> <p>週休2日を実施する工事については、対象期間における現場の閉所状況に応じた補正係数を各経費に乗じるものとする。</p> <p>現場の閉所状況と、閉所状況ごとの各経費補正率は以下のとおり</p> <p><現場の閉所状況></p> <p>①4週8休以上 現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合</p> <p>②4週7休以上4週8休未満 現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%（8日/28日）未満の場合</p> <p>③4週6休以上4週7休未満 現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%（7日/28日）未満の場合</p> <p><補正係数></p> <table border="1" data-bbox="212 813 884 1021"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">現場の閉所状況</th> </tr> <tr> <th>4週6休以上 4週7休未満</th> <th>4週7休以上 4週8休未満</th> <th>4週8休以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>機械経費(賃料)</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>1.02</td> <td>1.04</td> <td>1.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 補正方法</p> <p>受注者希望型</p> <p>①週休2日試行工事は、対象期間における現場閉所の状況に応じて、設計変更にて上記補正を行う。</p> <p>②4週6休に満たない場合は、上記補正を行わない。</p>		現場の閉所状況			4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上	労務費	1.01	1.03	1.05	機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04	共通仮設費	1.01	1.03	1.04	現場管理費	1.02	1.04	1.05	<p style="text-align: center;">別紙-5</p> <p style="text-align: center;">週休2日試行工事の経費の補正について</p> <p>週休2日による工事の発注を推進するため、必要な経費を計上する試行を行う。 計上方法は以下のとおりとする。</p> <p>【土木工事】</p> <p>1 補正係数</p> <p>週休2日を実施する工事については、対象期間における現場の閉所状況に応じた補正係数を各経費に乗じるものとする。</p> <p>現場の閉所状況と、閉所状況ごとの各経費補正率は以下のとおり</p> <p><現場の閉所状況></p> <p>①4週8休以上 現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合</p> <p>②4週7休以上4週8休未満 現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%（8日/28日）未満の場合</p> <p>③4週6休以上4週7休未満 現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%（7日/28日）未満の場合</p> <p><補正係数></p> <table border="1" data-bbox="1025 821 1697 1029"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">現場の閉所状況</th> </tr> <tr> <th>4週6休以上 4週7休未満</th> <th>4週7休以上 4週8休未満</th> <th>4週8休以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>機械経費(賃料)</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>1.02</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> <td>1.06</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 補正方法</p> <p>受注者希望型</p> <p>①週休2日試行工事は、対象期間における現場閉所の状況に応じて、設計変更にて上記補正を行う。</p> <p>②4週6休に満たない場合は、上記補正を行わない。</p>		現場の閉所状況			4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上	労務費	1.01	1.03	1.05	機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04	共通仮設費	1.02	1.03	1.04	現場管理費	1.03	1.04	1.06	<p style="text-align: center;">変更</p>
		現場の閉所状況																																														
	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上																																													
労務費	1.01	1.03	1.05																																													
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04																																													
共通仮設費	1.01	1.03	1.04																																													
現場管理費	1.02	1.04	1.05																																													
	現場の閉所状況																																															
	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上																																													
労務費	1.01	1.03	1.05																																													
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04																																													
共通仮設費	1.02	1.03	1.04																																													
現場管理費	1.03	1.04	1.06																																													